

サステナブルな工業用水道事業の実現 に向けた具体的な方向性等について

2024年11月1日

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

第1回WGにおいてご議論いただいた論点

第1回WGにおいてご議論いただいた論点①

第1回工水WG 資料3抜粋
(令和6年9月6日開催)

持続可能な事業運営に向けた論点

- 事業を取り巻く環境の変化を踏まえると、将来にわたる工業用水道事業のサステナビリティを確保していくために、本ワーキンググループでは、主に以下4点について検討を行うべきではないか。
 - 更新・強靱化工事の実施にあたり、物価上昇及び性能向上に伴う原材料や施設整備にかかるコストの増加
 - ユーザーの撤退等による契約水量の減少を踏まえた施設規模のあり方
 - 更新・強靱化投資に備えた自己資金の確保の必要性
 - 水利用の合理化等によるユーザーの使用水量の減少を踏まえた料金制度のあり方

第1回WGにおいてご議論いただいた論点②

第1回工水WG 資料3抜粋
(令和6年9月6日開催)

工業用水道事業者に策定を促す計画についての論点

- ユーザーを含め、今後工業用水道事業の持続的な運営について検討を行うにあたっては、まずは以下のフローに沿って工業用水道事業者が検討及び計画の策定を行うべきではないか。
 - 今後のユーザーの使用水量、将来の水需要、供給区域における産業立地の想定を踏まえた今後の水需要の精査、水需要の見込みに見合った施設規模の検討（ただし、現在の施設規模と現在のユーザーの使用水量に乖離がある場合には、地域における産業政策と一体になり、施設規模の縮小に加え、新規需要の獲得の両面から検討すべきではないか）
 - 適正な施設規模となるよう、ダウンサイジング等の検討・実施
 - 施設規模を踏まえた今後の更新及び強靱化工事にかかる投資額の算出
 - 現状の事業における経営の評価、広域化・民間活用を含めたコストカットに向けた努力を行った上での料金水準の見直し

委員・オブザーバーからの御意見

第1回WGにおける有識者からの意見

料金制度・コミュニケーションに関する意見

- 工業用水道は上水道、下水道と比べてユーザーが特定化されている。当初計画通りの企業誘致とならないケースや、使用量減少等のリスクが生じた場合に、工業用水事業者とユーザーが議論し、料金のあり方を検討できるような考え方が示されるとよい。

適正な施設規模に関する意見

- どの料金制度を採用してもユーザーからの料金収入で費用を回収するという構図は変わらない。事業費に占める固定費の比率が高い工業用水道事業においては、固定費の削減が極めて重要である。
- 知事部局・企業誘致部局では企業の誘致や企業の存続が行われ政策の打ち出しも多く、どうしても政治的な議論が入ってくると思う。そうした中で、ダウンサイジングが積極的に行われるには何が必要なのか、どうやって経営の安定化を押ししていくかが問題である。

工業用水道事業者が策定する計画に関する意見

- 現在、多くの事業者で既に経営戦略を策定しているが、この中でうまく機能していない部分を検証、検討すべき。
- 工業用水事業者が自らダウンサイジングの必要性や、施設規模を指標として損益分岐点等を分析・確認できる仕組みがあればと思う。
- 現在のユーザーの水需要を確認したうえで現在の需要と、現在のユーザーによる今後の水需要見込みを精査し、時間帯や時期による変動に基づいた適正な余裕率をどの程度に設定したらいいのか加味し今後の水需要の水準を設定する。その上で、今後の水需要と現在の給水能力とのギャップをどのように埋めていくのかについてのアクションプランを具体的に計画に工業用水道事業者に書かせることが必要ではないか。

第1回WGにおけるユーザーからの意見

料金制度・コミュニケーションに関する意見

- 定期的に料金制度を見直す仕組みを検討すべき。
- 料金制度はユーザーが最も関心が高い項目であり、事業者とユーザー間のコミュニケーションが重要である。各事業者がユーザーに対し工業用水道事業の将来構想、コストダウン等について説明の機会を持つことが重要であり、説明を行う中で事業者がユーザーからの意見を受けるといった機会が定期的であれば、両者に良い緊張感が生まれる。
- 物価上昇に伴う原材料等のコスト増加については、例えば、取水から送水までにかかる必要電力の原単位及び電力単価を明示することで、ユーザーも状況を理解しやすくなるのではないかと。電力代が上がれば、それに応じて料金値上げをし、下がれば値下げを行うことでもよいと思う。また電力原単位が明らかになれば、事業における効率化の状況を計る上での一つの指標となりえる。
- 水の使用量合理化は工業用水道事業者にとっても投資額削減や電気使用量削減という点で有効である一方で、契約水量が見直されないために合理化がされない仕組みになっている。そもそも建設費の投資回収という意味では、建設投資の減価償却終了とともにユーザーの費用負担の義務も終了しているのではないかと。
- 工業用水事業のBSをみると、負債が26%と低い水準であり、資産維持費を総括原価に入れるのは時期尚早な印象を受けた。

第1回WGにおけるユーザーからの意見

料金制度・コミュニケーションに関する意見

- 責任水量の見直しとトータルコスト（＝ユーザーが負担する料金総額）の抑制をセットで考えていく必要がある。かつ地域間（事業者同士の広域連携など）の議論と国としてこれをどう支えていくかが重要と考える。

適正な施設規模に関する意見

- 現在は、ユーザーが撤退しないと契約水量を変更できない運用となっているが、そこから施設規模を考えていくのでは手遅れではないか。その前から必要に応じて契約水量の見直しは頻度を高めてやっていくべきであり、柔軟な契約の見直しが必要と考える。ユーザーの水需要の確認には、適宜契約を見直す仕組みが必要と考える。

第1回WGにおける工業用水道事業者からの意見

料金制度・コミュニケーションに関する意見

- 料金制度の変更はユーザー間の負担割合を変えるものであり合意形成の難しさがある。責任水量制、二部料金制それぞれのメリット・デメリット、各事業の経緯を踏まえユーザーとの対話が必要である。
- 料金改定説明を行う過程において、コミュニケーションの必要性を改めて痛感。公営企業としての制約を踏まえたうえで、コミュニケーションの方法には工夫が必要と考えている。

適正な施設規模に関する意見

- 金利はR2年度時点と比較し3倍程度。仮にダウンサイジングを実施して幾分かの減価償却費等の削減が図られたとしても、支払利息額が増加するので、全体として大きな削減につながるかどうかは検証が必要。
- ダウンサイジングをする際の施設規模を考える上で、管路については安定供給のためのバックアップという観点から適切な予備力を残しておく必要があるのではないかと考えている。
- 施設の余力は地域の成長戦略にも関わるため、企業の撤退がすぐにダウンサイジングに繋がるとは限らない。この余力部分の維持更新については、工業用水道事業補助金を充当せず、経済安全保障分野からの交付金や、地域で支える仕組みとし、ダウンサイジングを進めていくという視点も必要ではないか。

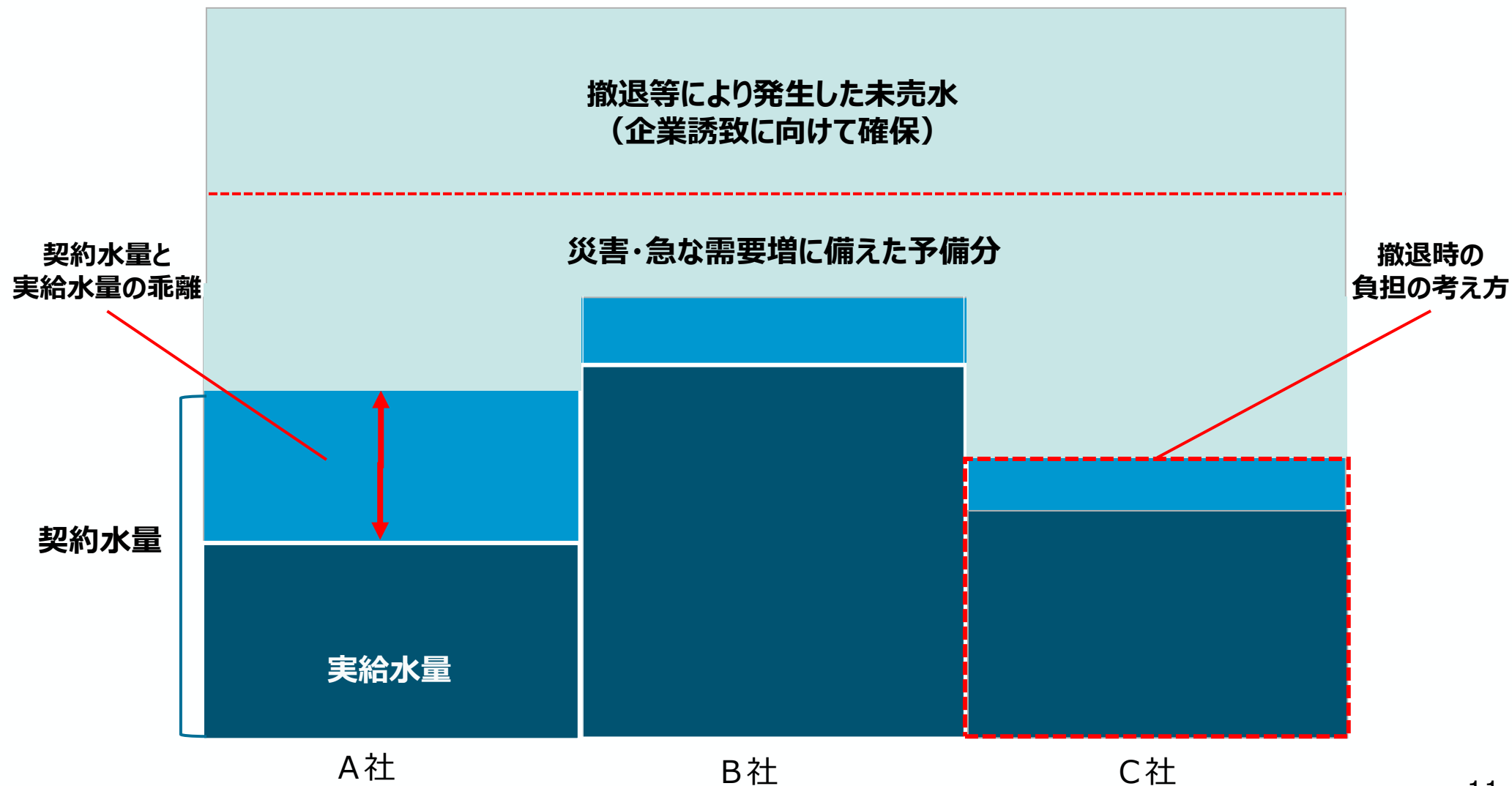
工業用水道事業者が策定する計画に関する意見

- 再来年の料金改定に向けて、中長期計画の見直しを行っているところ。このワーキングの中でまとまったものを中長期計画に反映させていきたい。

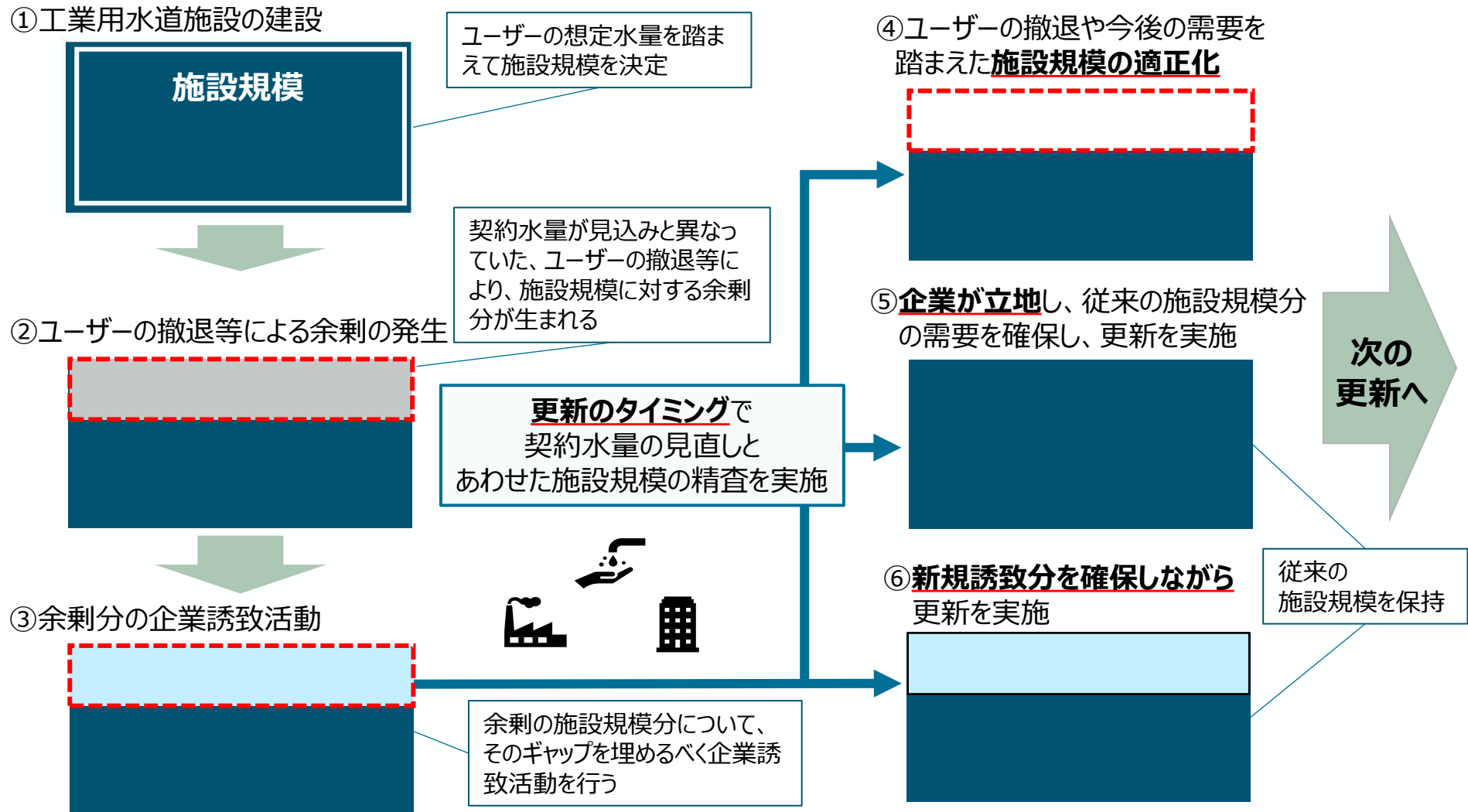
第1回WGを踏まえた今後深掘りすべき論点（案）

工業用水道事業における現状の施設規模の考え方

施設規模



建設から更新にかかるまでの施設規模にかかる検討フロー図



責任水量制

実際の使用水量にかかわらず、事業者（管理者）が承認した水量（契約水量）から料金を計算する料金体系であり、工業用水道事業の約8割が導入している。

第1回WGを踏まえた今後深掘りすべき論点（案）

① 契約水量・施設規模の見直し

- 工業用水道事業では、施設の建設に投下した資金を計画的に料金によって回収する仕組みであること、契約水量をユーザー1社が下げることと他のユーザーの負担割合も変化する可能性があることから、一度契約した水量について見直すことは、事業の性質上一定の制限があるのではないかと。
- 一方、工業用水道事業者には、多くの施設が更新時期を迎える中で、改めてユーザーの今後の水需要を踏まえながら更新する対象施設や施設規模について精査する必要性が生じていることから、契約水量については、本格的な更新を行うタイミングで施設規模とともに見直していくべきではないかと。

② 新規立地を見据えた工業用水道事業者と知事部局・企業誘致部局とのコミュニケーション

- 産業基盤インフラという性質を踏まえ、既存ユーザーの負担軽減や新規のユーザー確保に向けた一定の施設規模の保持等により、企業誘致政策と一体となった事業運営がなされてきた。
- 上記のように、政策的意図を持って事業運営を行う中で、本格的な更新を行うタイミングで改めて、確保すべき適正な水量やその期間、必要な費用等について、知事部局・企業誘致部局と工業用水道事業者がそれらの見通しや費用負担のあり方についてコミュニケーションを取ることが必要ではないかと。

③ 既存ユーザー撤退への対応

- 現状を踏まえると、ユーザーとの契約水量を前提に、これに対応する給水能力を備えるための建設投下資金を料金収入により回収する責任水量制は一定の合理性があると考えられるのではないかと。
- 上記のことから、撤退等により減量、契約解除を行うユーザーに対しては、工業用水道事業者が当初想定した建設投下資金における費用負担を求めることについても合理性があるのではないかと。
- このため、既に撤退負担金を徴収している事業者の事例を参考に、撤退にかかる考え方を指針等に明記し、広く事業者に制度化を促していく必要があるのではないかと。

第1回WGを踏まえた今後深掘りすべき論点（案）

④工業用水道事業者による実効性のある計画策定

- 工業用水道事業者が策定する計画について、更新・強靱化に関する事項が中心となっており、現状今後の経営改善や収益基盤確保に向けた方策についての記載は一定程度にとどまっている。現行の更新・強靱化にかかる計画と財政投資計画との紐付けを強化し、経営の観点を盛り込んだ計画の策定を促すべきではないか。
- 現行の更新・耐震・アセットマネジメント指針に基づいて策定されている計画は、更新需要を考える際に、指針における標準型（法定耐用年数や経過年数を参考にし、重要度・影響度に応じて更新時期を設定する方法）が取られていることが多い。更新需要が今後高まっていく中で、法定耐用年数や経過年数といった期間だけではなく、今後の適正な施設規模を前提に、機能診断や耐震診断等に基づき、対象となる施設を精査しながら、更新にかかる考え方を示すべきではないか。
- また、工業用水道事業者による今後の水需要を把握したうえでの実効性のある計画策定を促す仕組み作りが必要ではないか。

⑤工業用水道事業者とユーザーのコミュニケーション

- 工業用水道事業者の策定する計画が真にユーザーとのコミュニケーションツールとなるよう、工業用水道事業の経営状況を示す統一的な指標・項目を指針等に明記するとともに、毎年度、経営状況を公表する仕組み作りが必要ではないか。
- 工業用水道事業の経営状況に加え、料金水準や契約水量の見直しにかかる条件についても、明示的に工業用水道事業者からユーザーに対し説明を行う機会を設けるよう工業用水道事業者に対して働きかけるべきではないか。

⑥更新・強靱化に備えた費用の確保

- 資産維持費によって回収すべき金額は地域の事情によって異なることから、導入に至った工業用水道事業者の算定方法や背景について情報を収集し、広く周知すべきではないか。

新規立地を見据えた工業用水道事業者と 知事部局・企業誘致部局とのコミュニケーション

新規立地を見据えた工業用水道事業者と知事部局・企業誘致部局とのコミュニケーション

- 工業用水道事業における繰入金の状況①（繰出基準）

- 総務省が毎年通知を行う「繰出基準」に基づく工業用水道事業における経費は、例えば、消火栓等に要する経費や脱炭素化の取組に要する経費などが挙げられる。

繰出基準における記載項目（抜粋）

第2 工業用水道事業 消火栓等に要する経費

（1）趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

（2）繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

（略）

8 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費

（1）趣旨

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえ、公営企業の脱炭素化を推進するため、公営企業の脱炭素化の取組に要する経費について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

企業債（脱炭素化推進事業）の元利償還金（電動バスの導入に係る元利償還金を除く。上水道事業、工業用水道事業、電気事業・ガス事業にあっては、企業債（脱炭素化推進事業）の対象となる経費）に相当する額及びバス事業における電動バス導入費のうち、一般車両を導入する場合に比て増嵩する額とする。

公営企業繰出金

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされる。

しかし、地方公営企業法上、

① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

（例：公共の消防のための消火栓に要する経費）

② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

（例：へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費）

等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

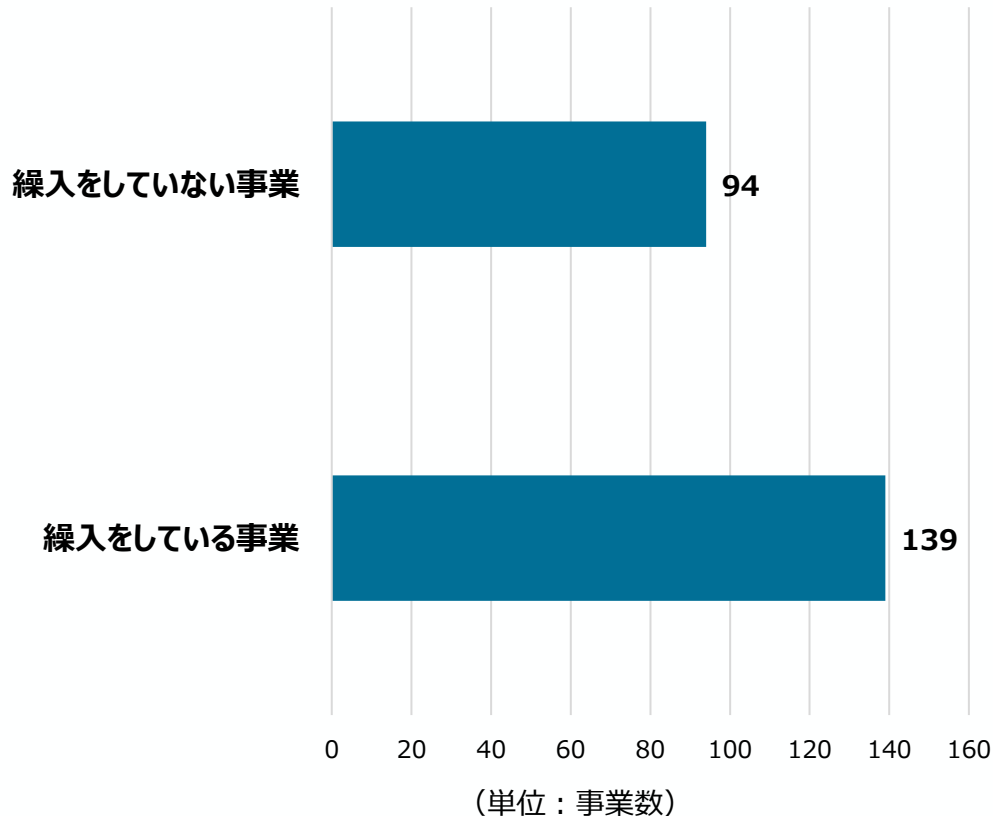
このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方財政措置が講じられている。

新規立地を見据えた工業用水道事業者と知事部局・企業誘致部局とのコミュニケーション

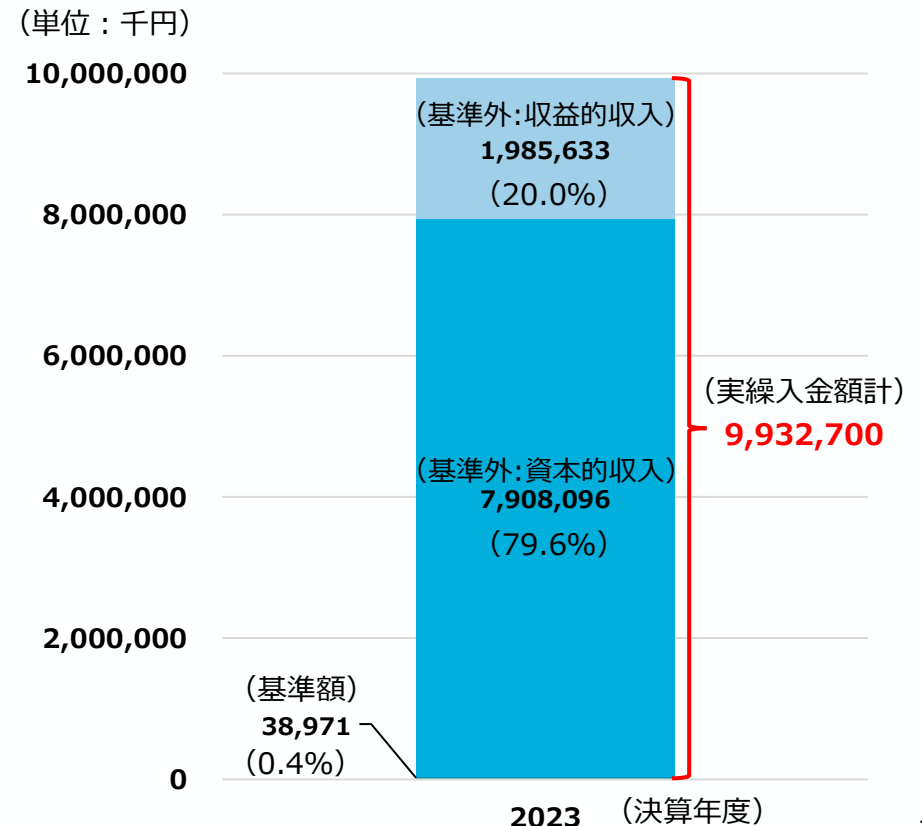
- 工業用水道事業における繰入金の状況②（繰入状況）

- 工業用水道事業における一般会計等からの繰入れ状況は事業者によって様々であるが、実繰入金額の大部分が繰出基準に基づかない繰入金となっている。

工業用水道事業全体における繰入状況



工業用水道事業全体における繰入金額



新規立地を見据えた工業用水道事業者と知事部局・企業誘致部局とのコミュニケーション

- 工業用水道事業における繰入金の状況③（基準外繰出金の用途）

- 現在、工業用水道事業者が実施している基準外の繰入金の考え方としては、大きく、①地域政策の一環、②工業用水道事業における経営安定化・支出の補填の2つ。

基準外繰出を実施している事例とその考え方

	考え方
地域政策の一環	- 企業誘致政策の一環として（例：使用料金の引き下げ） - 工業用水道事業が、<u>地域振興・地域経済活性化などの政策的意図を持った事業</u>であるため（例：事業経費の補填、新規建設にかかる事業費、初期設備投資費） - 将来の水需要に備えるものとして（例：一般会計が保有するダム水源水量相当分） <u>用水多消費型の企業立地が進まなかったことや、受水企業の多くが中小零細企業であったため、飛躍的な需要の増加が見込めず、多くの未利用水を抱えているため</u>
経営安定化支出の補填	- 収支不足分が発生しているため - 水源の確保に多額の費用がかかり、その財源として企業債に頼らざるを得ない状況で、長期的な財政の安定を確立するため <u>ユーザー企業の撤退や使用水量の減少</u>を受けて経営状況が厳しくなったため

新規立地を見据えた工業用水道事業者と知事部局・企業誘致部局とのコミュニケーション (参考) 企業誘致政策とインフラ整備

- 工業用水道事業では、企業誘致政策の観点から、自治体側で想定した水需要に基づき、先行してインフラ整備を行うことがある。
- インフラ先行型による企業誘致を実施した場合、結果的に当初の想定より水を使用しない企業の立地や、整備した場所に企業が立地しなかった等という理由で未売水が発生する事例もある。

企業誘致が思うように進まず未売水が発生した事例

<事例 1>

- 需要が発生する予定であったが、工業用水を利用しない企業が多く進出してしまった。

<事例 2>

- 高度経済成長期に計画・整備された施設であり、将来的な企業進出・誘致が期待されていたが、期待に見合った企業の進出等がなく、未売水量が発生している。

<事例 3>

- 受水ユーザーの増産、事業拡大が思うように進まず、かつ工業用水需要拡大につながる業種の企業誘致が実現出来ていない。

<事例 4>

- 事業開始当初の見込ほど工業用水の利用量が伸びておらず、施設能力に余力（未売水量）が生じている。

<事例 5>

- 企業誘致のための工業団地造成と同時に整備されてから、長期間同団地への入居が完了しなかった。

既存ユーザー撤退への対応

既存ユーザー撤退への対応

- 工業用水道事業におけるユーザーによる撤退・減量の考え方①

- 工業用水道事業において、ユーザーによる使用水量の大幅な減少は経営に大きな影響をもたらすとともに、他ユーザーの負担の増加につながることから、現状、多くの工業用水道事業者がユーザーの撤退・減量を原則として認めていない。

工業用水道事業者におけるユーザーによる撤退・減量の考え方（アンケートにおける回答抜粋）

<事例 1>

- やむを得ない場合を除き、原則的に減量等は認められない旨を規則で定めている。

<事例 2>

- 原則、撤退は認めないが、事業廃止や用途変更などやむを得ない理由により、次の A または B の対応をした場合には撤退を認めるものとして、全ユーザーによる協議会にて撤退ルールを定めている。（略）

<事例 3>

- 他の企業に承継する場合を除いて減量は原則として認めていないが、工場の撤退等やむを得ない事情があると認められる場合は、清算金を支払うことにより工業用水の減量（全部減量のみ）を認めている。

<事例 4>

- 減量については原則認めていない。

<事例 5>

- 使用を廃止する場合、契約水量1m³/日あたり35,000円の廃止負担金を課す。なお、減量については原則認めていない。

<事例 6>

- 基本使用水量の減量は原則として認めないものとしているが、倒産、廃業及びこれらに準ずる場合など所定の要件に該当する場合のみ減量を認めている。

既存ユーザー撤退への対応

- 工業用水道事業におけるユーザーによる撤退・減量の考え方②

- ユーザーの撤退・減量時に向けて各地域の事情等に応じてルール（条例・内規・契約等）を定めている事業者及び定めていない事業者の両者がいるが、定めていない事業者についても今後のリスクへの備えとして制度の検討・整備の必要性を感じているという回答が見られた。

工業用水道事業者におけるユーザーによる撤退・減量に向けた制度の必要性

- ユーザーから、将来大幅な減量の相談を受けているため。
- 減量や利用廃止に伴い収益が減少し経営が悪化したため。
- 過去に大口受水企業が撤退したことなどから、制度等の整備を検討していくべきだと考えている。
- 大幅な契約水量の減量、撤退に対応するため。
- 既存の受水企業が工業団地から撤退し、契約水量が大幅に減少することになった場合、経営に大きな影響を与え、ひいては供給料金単価の上昇を招くこととなるため。
- 企業側の撤退や事業計画の変更に伴う責任水量の見直し要請に備えるため。

既存ユーザー撤退への対応

- ユーザーの撤退時における対応状況

- 各地域の事情等に応じ、条例・内規・契約等にてユーザーの負担分を定めている工業用水道事業者の考え方として、①撤退時における償却資産の残存価値や②施設整備費用にかかる企業債の未償還残高、③その他と大きく3つに分類される。

撤退時においてユーザーの費用負担を決めている事例

償却資産の残存価値	<事例1> - 給水開始後に撤退する場合には、<u>整備した償却資産の残存価額相当額</u>を負担させる撤退負担金を導入。 <事例2> - 廃止負担金は、<u>布設した事業所専用管の未償却相当額</u>としている。
施設整備費用にかかる企業債の未償還残高	<事例1> - 減量後の基本使用水量を定めた日の<u>企業債の未償還残高</u>をベースに算出した負担金単価に廃止水量を乗じたものを廃止負担金として徴収している。 <事例2> (1) <u>3年間分の固定的経費</u>、(2) <u>企業債未償還残高の水量按分</u>を算出し、いずれか高い方の額の負担を求めている。
その他	給水廃止の要件として、過去1年間に給水実績がない場合としており、<u>1年分の基本料金を実質的な負担金としている</u>。

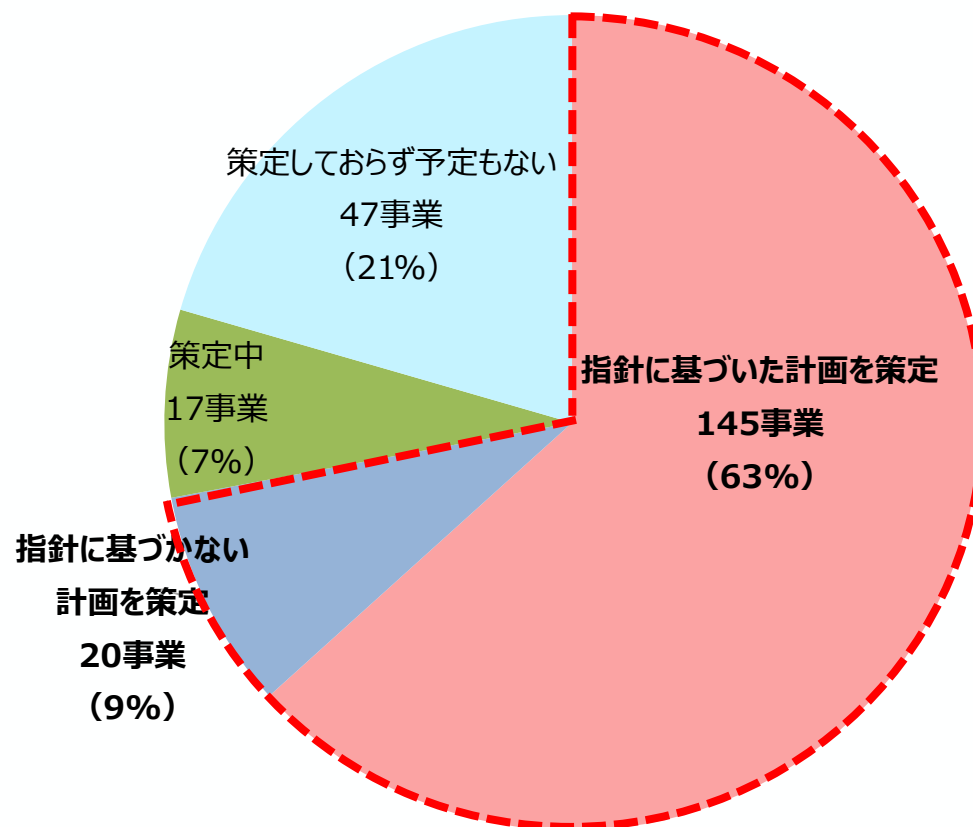
工業用水道事業者による実効性のある計画策定

工業用水道事業者による実効性のある計画策定

- 計画の策定状況

- 工業用水道事業において、計画を策定済みと回答した事業者は約70%である。

工業用水道事業における計画策定状況



(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート(2024年6月)を基に作成。(229事業の回答を基に作成。)

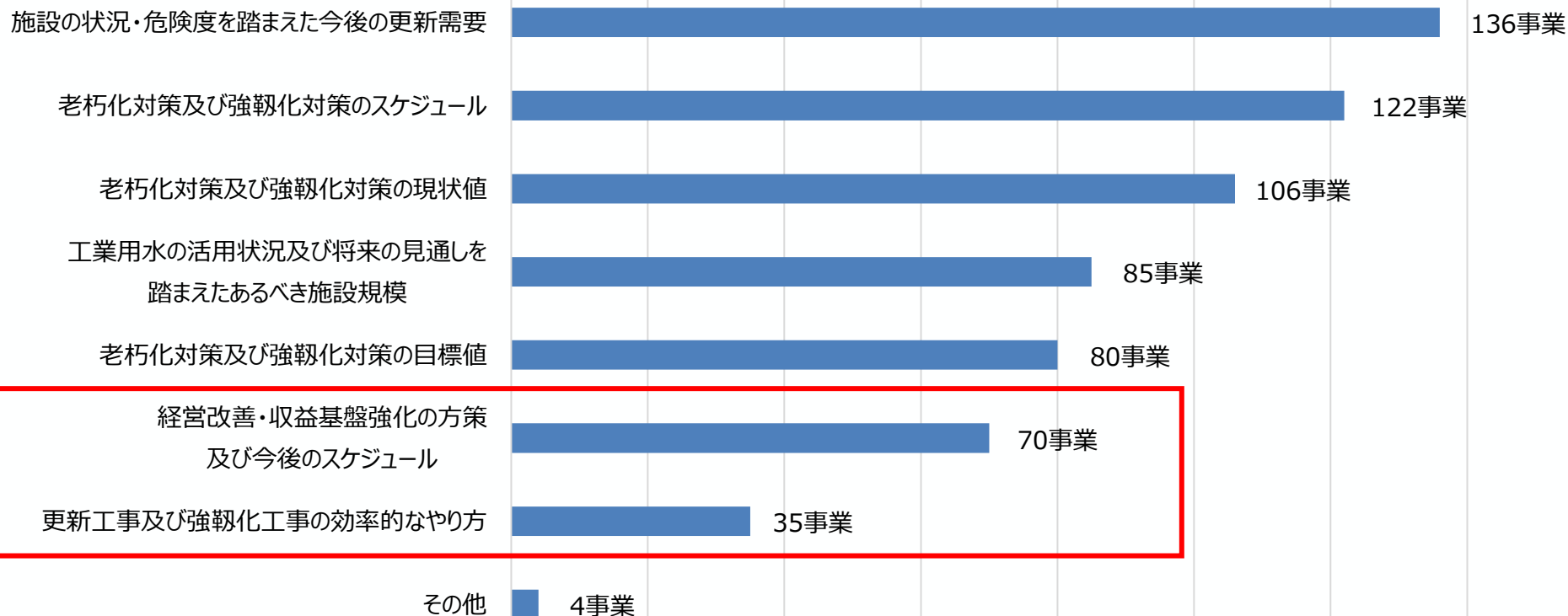
※重複回答があった2事業について、「指針に基づいた計画を策定」と「策定中」に回答があったものは「指針に基づいた計画を策定」へ、「指針に基づかない計画を策定」と「策定中」に回答があったものは「指針に基づかない計画を策定」へ含めて作成。

工業用水道事業者による実効性のある計画策定

- 計画に記載されている項目及び内容

- 策定されている計画における記載内容を見ると、更新・強靱化といった施設そのものに関して記載している事業が多く、経営改善や収益基盤の確保に向けた方策について記載している事業は一定程度にとどまっている。

計画の記載内容（複数回答可）



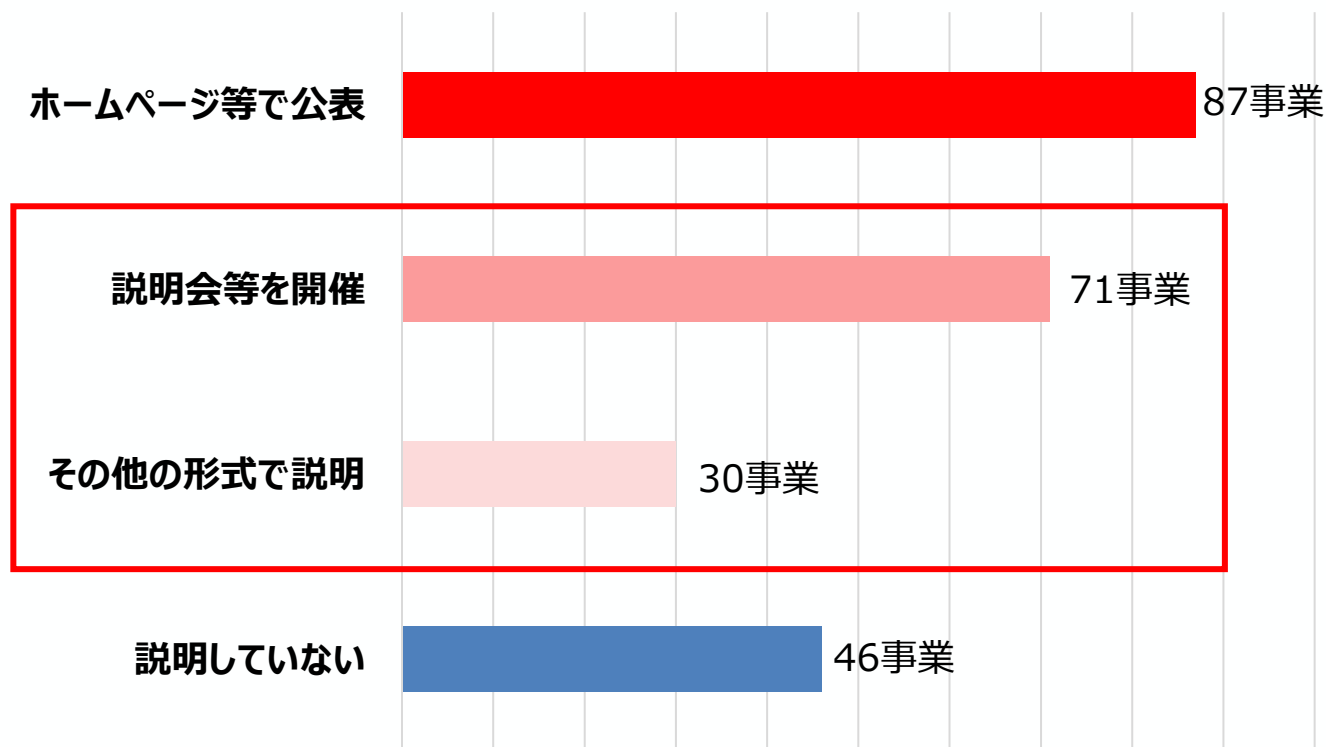
（出所）工業用水道事業者を対象としたアンケート（2024年6月）を基に作成。（計画を策定していると回答のあった165事業の回答を基に作成。複数回答。）

工業用水道事業者による実効性のある計画策定

- ユーザーに対する計画等の説明状況

- ユーザーに対し、説明会等で双方のコミュニケーションを取っている回答をしたのは一定程度にとどまる。

計画のユーザーへの説明状況（複数回答可）

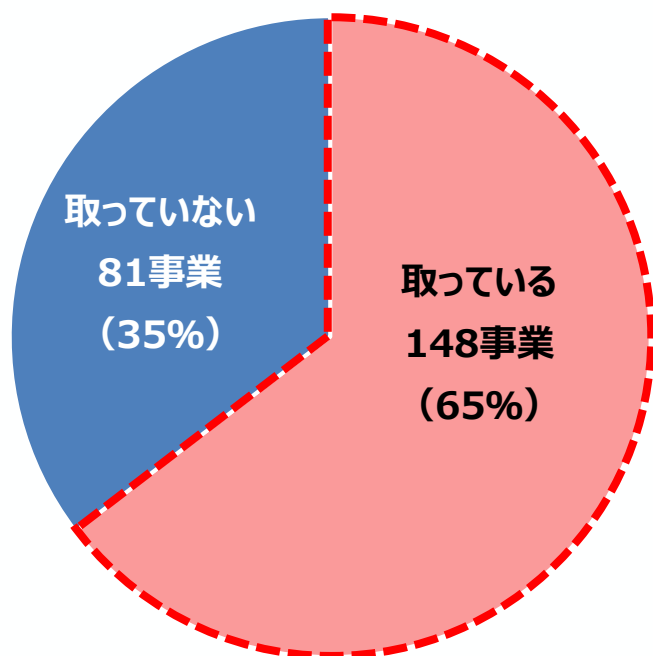


工業用水道事業者による実効性のある計画策定

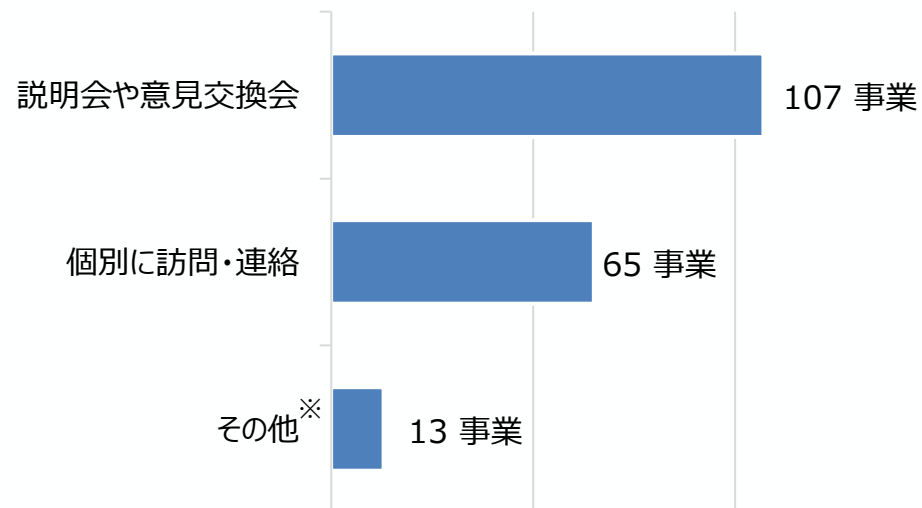
- 料金制度に関するコミュニケーションの状況

- 料金制度に関するコミュニケーションを取っていると回答した工業用水道事業は全体の約6割。
- コミュニケーションを取っていると回答した事業の多くは、説明会や意見交換会、個別訪問といった双方向でのやりとりがなされる機会を設けている。

料金制度に関するコミュニケーションの状況



コミュニケーションの取り方（複数回答可）

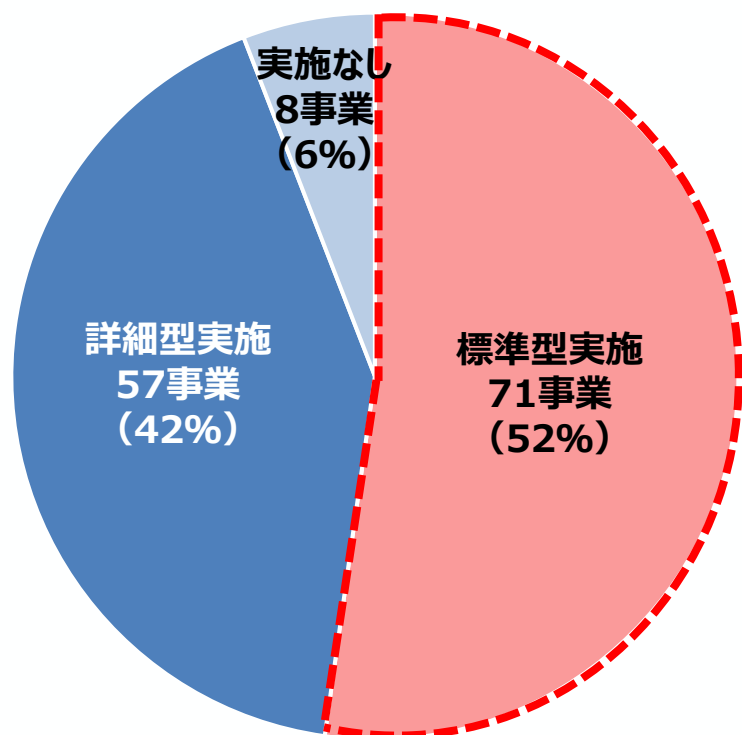


※その他：アンケート調査の実施や、問い合わせがあった際に個別対応

工業用水道事業者による実効性のある計画策定 - 更新需要見通しの実施状況

- 標準型を実施している事業は全体の約5割。

更新需要見通しの実施状況



更新需要見通しにかかる実施型

標準型	時期	<u>重要度・影響度に応じて更新時期を一律で設定</u> - 重要度・影響度 (大) : 法定耐用年数 (小) : 法定耐用年数の1.5倍程度
	費用	<u>既存資産と同じ資産を取得するものとして算定</u> - 資産の帳簿原価と取得年度を基に、デフレータを用いて現在価値化した金額を更新費用とみなす
詳細型	時期	<u>機能診断や耐震診断に基づく更新時期の設定</u> - 診断結果により施設・設備などの現状を評価し、更新時期の先送り、前倒しを個別に判断する
	費用	<u>適正な施設規模等を踏まえて算定</u> - 産業動向やユーザー企業の要望水量、ライフサイクルコスト等を考慮して現実的な更新需要を算定

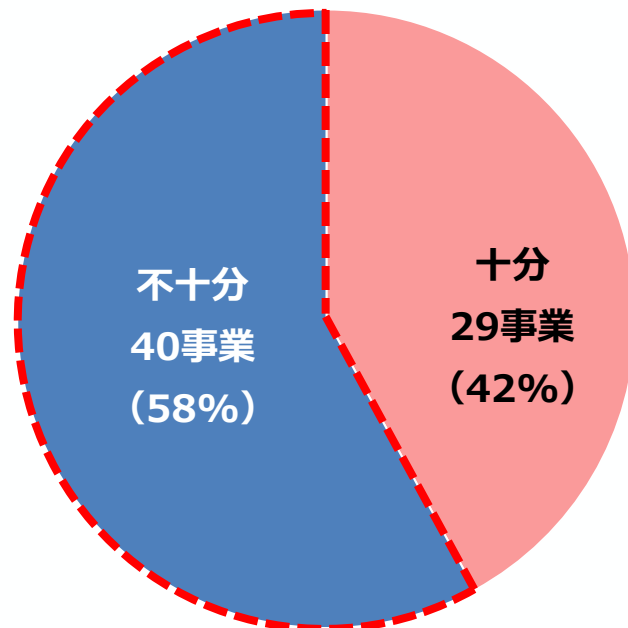
(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート(2023年12月)を基に作成。

(未回答を除き、工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化計画を策定している136事業の回答を基に作成。)

工業用水道事業者による実効性のある計画策定 - 更新需要見通しにかかる現行の指針における課題

- 標準型の更新需要の見通しを行っている工業用水道事業のうち、現状の計画が不十分と感じている事業は約6割。
- 計画が不十分だと考える理由として、劣化状況を踏まえていない、施設規模の検討がなされていないなど、現在策定済みの計画が実態と乖離していることが挙げられる。

更新需要見通し（標準型実施）にかかる 計画に対する考え



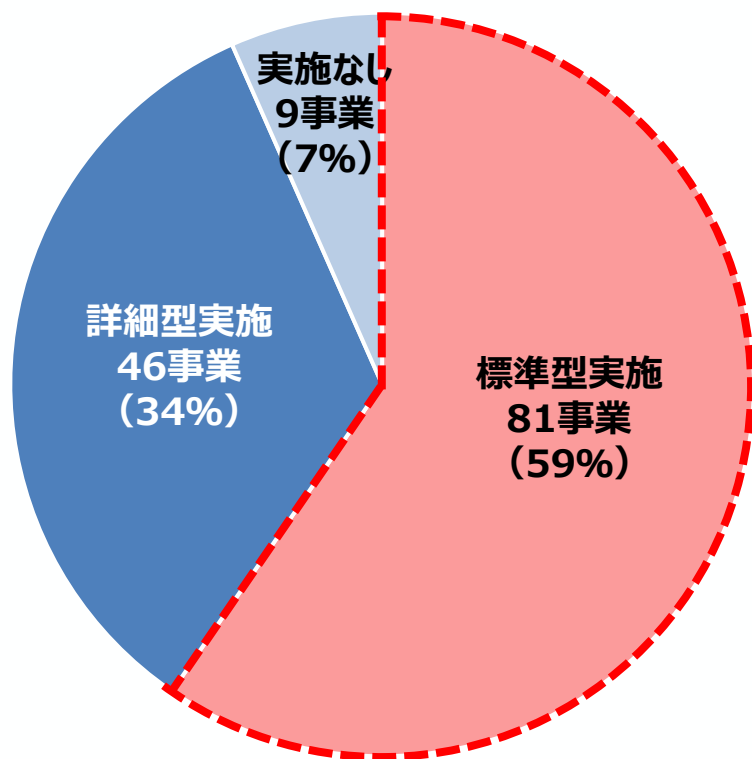
標準型が不十分だと考える理由

劣化状況を踏まえていない	- 管路の劣化状況を反映した計画となっていないため。 - A I による管路診断など詳細型での実施を検討しているため。
施設規模の検討がなされていない	- ダウンサイジングを見据えた更新計画の策定が必要であるため。 - 施設の老朽化、今後見込まれる水需要の減少、契約水量と実使用水量との乖離が課題であるため。
その他	- 機能診断等に基づいておらず、<u>実施段階で計画と乖離が生じる可能性がある</u>ため。 - 施設の多くが更新時期を迎え、アセットマネジメントに基づいた計画的な更新に加え、<u>更新時期の最適化、延命化等を検討する必要がある</u>ため。 <u>計画の精度</u>を上げるには、標準型では不十分であり、ミクロマネジメントを取り入れる必要があるため。

工業用水道事業者による実効性のある計画策定 - 財政収支見通しの実施状況

- 標準型を実施している事業は全体の約6割。

財政収支見通しの実施状況



財政収支見通しにかかる実施型

標準型

- 一定の条件下での財政収支見通し
 - 更新需要以外は現状の経営状況が継続するものとして、将来の財政収支を検討する
 - 収益的収支や資金残高などの推移から健全経営に必要な水道料金（改定時期、改定率）を判断

詳細型

- 更新需要以外の変動要素、経営効率化方策を加味
 - 維持管理費の変動（物価上昇等も含む）やコスト縮減方策を検討して財政収支に反映する
- 水道料金への影響を検討
 - 必要に応じて二部料金制移行による影響を検討
 - 資産維持費を計上して必要な更新財源保を検討

更新・強靱化に備えた費用の確保

更新・強靱化に備えた費用の確保

- 資産維持費を導入していない理由

- 資産維持費を導入していない理由について、①料金改定を行っていない、②内部留保等の別の財源を切り崩すことを想定している、③ユーザー企業の理解が得られない、④資産維持費算入にかかる工業用水道事業者のノウハウ不足の大きく4つ。

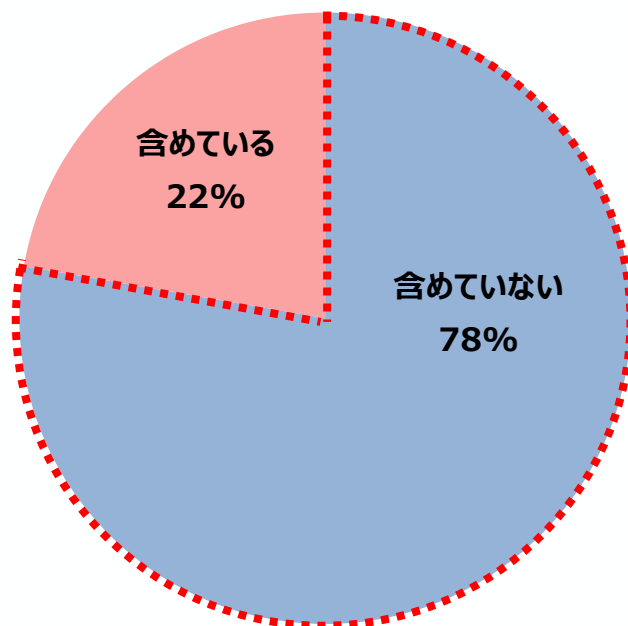
資産維持費を導入していない理由	
料金改定の未実施	<u>料金改定を実施していない</u>ため。 - 安価な料金を維持するため。 - 料金算定時には<u>資産維持費が料金算定項目に含まれていなかった</u>ため。 - 直近の料金改定時に参考とした<u>料金算定要領においては、資産維持費ではなく事業報酬を算入することとされていた</u>ため。
ユーザー企業の理解	- 資産維持費を付加すると、<u>利益が過大</u>となり、受水企業の理解を得ることが難しいため。 <u>将来に発生が見込まれる建設改良工事に係る負担を、現行の料金原価に算入してユーザーに負担させること</u>の理解が得られないため。
資産維持費算入にかかるノウハウ不足	資産維持費を算出するための<u>知識及び人員</u>が不足している。
内部留保等の切り崩し	- 建設改良事業費は企業債の借り入れ、<u>内部留保資金</u>を充てている。 <u>将来の更新計画を踏まえた損益及び資金の状況によって料金設定</u>している。 - 現行は<u>減価償却費を建設改良等の必要な費用に当てることができている</u>。 <u>建設改良積立金</u>を取り崩すことで対応していく予定。

(参考) 将来の施設更新・耐震化に向けた財源確保

第1回工水WG 資料3抜粋
(令和6年9月6日開催)

- 資産維持費は、将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持できるよう、関連する施設の建設、改良、再構築等に充当する費用。
- 施設の更新・耐震化工事を行うにあたっての財源不足を料金として回収することを可能とし、借入金で手当てした場合よりもユーザーへの負担を軽減する目的で、2013年に工業用水道料金算定要領において「資産維持費」を導入。
- 一方で、工業用水道事業における現行料金では、約80%の事業が資産維持費を組み込んでいない。

現行料金における資産維持費の割合



工業用水道事業における料金の基本的な考え方



※工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものと認められる累積欠損金があるときは、当該金額を総括原価に加えることができる。